標準文書保存期間基準(佐世保海上保安部警備救難課)

令和4年4月1日現在

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 | | | |
|----|----------------------|---|---|---|-------------------------------------|--|--|--|--|
| 個ノ | 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | | | | | | |
| 1 | 喪及びその経緯 - | | 許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書 | ・審査案・理由 | 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 | | | |
| | | | 不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書 | ・処分案・理由 | 処分がされる 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 | | | |
| | | 議会等における検討その 他の重要な経緯 | ①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 ③裁決書又は決定書 | ・録取書 - 弁明書 | の他の処分が される日に係 | 廃棄、ただし、以 下について移管・ ・法令の解立を の後の政策立等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの | | | |
| | | (4)国又は行政機関を当事 者とする訴訟の提起その 他の訴訟に関する重要な 経緯 | ①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する 文書 ③判決書又は和解調書 | ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 | 10年 | 廃棄、ただし、以 下について移やし、管 ・法令の解策立を の大きな影響を に大事件に関する もの | | | |

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|------------------|-------------|---|---|---|---|
| 2 | | | 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 | 審査案理由 | 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 |
| | | 要な経緯 | 不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書 | · 処分案 · 理由 | 処分がされる 日に係る特定 日以後5年 | |
| | | | ①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 | ・不服申立書 ・録取書 | の他の処分が高いでは、10年 おいい 一次 は は は が に は を が に な が 係 る も は ま で ま で ま で は 後 10年 は 後 10年 は 後 10年 | 廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの |
| | | | ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 ③裁決書又は決定書 | | | |
| | | 者とする訴訟の提起その | ①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する 文書 | ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 | | 廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの |
| | | | ③判決書又は和解調書 | ・判決書 ・和解調書 | | 500 |
| 70 | の他の事項 | | | | | |
| 3 | 及びその経緯 | 討その他の重要な経緯 | ①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書 | ・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 | 10年 | 廃棄 |
| 4 | 文書の管理等に関す る事項 | 文書の管理等 | ①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 | ・行政文書ファイル管理簿 | 常用(無期限) | 以下について移管 ・移管・廃棄簿 |
| | | | ②取得した文書の管理を行うための帳 簿 | ・受付簿 | 5年 | |

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|------------------------|---|--|--|----------------------------|----------------|
| | | | ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。) ⑤第22条第4項に規定する行政文書ファ | ・決裁簿 ・移管・廃棄簿 - な まなる こ は | 30年 20年 5年 | |
| | | | イル等の廃棄の記録 | | · | |
| 5 | 契約に関する事項 | | 契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書 | ・仕様書案・協議・調整経緯 | 契約が終了す る日に係る特 定日以後5年 | 廃棄 |
| 佐世 | 世保海上保安部警備救 | 難課の所掌に係る事務 | | | | |
| 6 | 職員の人事に関する事項 | (1)人事関係 | 勤務時間管理に関する帳簿 | ・勤務時間報告書 ・管理職員特別勤務実績簿・整理簿 ・出勤簿 ・旅行命令簿 ・出張計画・復命書 | 5年 | 廃棄 |
| | | | | ・休暇簿・超過勤務命令簿・週休日の振替通知簿・総合検診勤務免除承認簿・代休指定簿・勤務日割表・勤務日割変更簿 | 3年 | |
| 7 | 文書の管理等に関す る事項 | 文書の管理等 | ①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 | ・超過勤務命令記録簿 ・行政文書ファイル管理簿 | 1年 常用 (無期限) | 廃棄 |
| | | | ②文書の起案を行うための帳簿 ③取得した文書の管理を行うための帳 | ・起案簿(秘密文書) ・起案簿(普通文書) ・受付・受領簿(秘密文書) | 30年 5年 | |
| 8 | | 国有財産の管理(取得、 維持、保存及び運用をい う。)及び処分に関する 経緯 | 源 ①国有財産を管理するための文書 | ・受付・受領簿(普通文書) ・物品供用簿 ・受領命令書・返納命令書 ・個人別供用票 ・物品管理計画 | 5年 | 廃棄 |
| 9 | | | ①警備管理に関する通達・規則 ②警備業務の管理に関する帳簿 ③警備業務で使用する船艇の管理に関 する帳簿 | ・警備管理 通達・規則 ・活動経費 ・警備管理 ・船艇管理 | 10年 5年 - | 廃棄 |

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|------------------|--------------------------|--------------------------------|---|-----------------|--------------------|
| 10 | | 海上における巡視警戒に 関すること | ①海上警備に関する文書 | ・警備実施・領海警備・原発・不審船・テロ対策・特警船・特警隊 | 5年 | 廃棄 |
| | | | ②警備業務に関する文書 | ・警備 普通文書・警備 秘文書 | 5年 10年 | |
| | | 武器・火器の整備計画及 び取扱に関すること | ①武器管理に関する帳簿 | ・武器総括・小銃・けん銃・小銃・機銃・砲 | 3年 5年 | 廃棄 _ |
| | | | | ・小虹・筬虹・旭 ・武器通達・規則 | 5年 | |
| 11 | | 海上における犯罪の捜査 に関すること | ①捜査に関する帳簿 | ・検挙月報・警告月報 ・漁業違反事件通知 ・海難事件発生通知・送致書 ・制圧 | 3年 5年 | 廃棄 |
| | | | ②捜査に関する文書 | ・漁業関係文書・刑事 秘文書・刑事 通達・規則・刑事 普通文書 | 5年 10年 5年 | - |
| 12 | | 海上における犯罪の捜査 | | ・通達・規則 | 5年 | 廃棄 |
| | る事項 | に関すること | ②捜査に関する文書 | ·環境 普通文書 ·環境 秘文書 | 3年 10年 | - |
| 13 | 刑事(外国人漁業) | 海上における犯罪の捜査 | | ・外国人漁業・通達・規則 | 5年 | 廃棄 |
| | | に関すること | ②捜査に関する文書 | ・外国人漁業 普通文書 ・外国人漁業 秘文書 | 3年 10年 | |
| 14 | 刑事(検視)に関す る事項 | 犯罪の鑑識に関すること | ①検視に関する通達 ②検視に関する文書 | ・通達・規則 ・検視 普通文書 ・検視調書 | 5年 | 廃棄 |
| 15 | | 海上における犯罪の捜査 に関すること | ①国際刑事業務に関する通達 ②国際刑事業務に関する文書 | ・国際刑事 通達・規則 ・国際刑事 普通文書 ・国際刑事 秘文書 | 5年 3年 10年 | 廃棄 |
| 16 | 警備情報に関する事項 | 海上に関する警備情報の 収集に関すること | 警備情報業務に関する文書・通達 | ・民間監視員 ・警備情報 通達・規則 普通文書 | 5年 | 廃棄 |
| 17 | 刑事(鑑識)に関す る事項 | 犯罪の鑑識に関すること | 鑑識業務に関する文書 | ・刑事 鑑識 普通文書 ・刑事 鑑識 通達・規則 | 5年 | 廃棄 |

| | 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|-----------|-------------|-------------------|----------------------|----------|----------------|
| 18 | 救難に関する事項 | 救難業務に関する文書 | 救難業務に関する通達 | ・定例報告 | 5年 | 廃棄 |
| | | | | ・例規・通達 | 10年 | |
| | | | | ・訓練・研修・審査に関する文書 | 3年 | |
| | | | | ・救難業務に関する文書 | 1年 | |
| | | 水難救済会に関する文書 | 水難救済会に関する文書 | ・海難出動報告書に関する文書 | 3年 | |
| | | | | ・総会・訓練・研修に関する文書 | | |
| | | | | ・青い羽根募金に関する文書 | | |
| | | 表彰に関する文書 | 表彰に関する文書 | ・功績調書に関する文書 | 3年 | |
| | | 安全運航推進活動に関す | 安全運航推進活動に関する文書 | ・安全監査に関する文書 | 3年 | |
| | | る文書 | | ・安全監査の報告に関する文書 | | |
| | | | 死亡認定に関する文書 | ・死亡認定に関する文書 | 30年 | |
| | | 船艇の運用に関する文書 | 船艇の運用に関する文書 | ・運用基本方針に関する文書 | 3年 | |
| | | | | ・船艇運用に関する文書 | | |
| | | 管理関係に関する文書 | 管理関係に関する文書 | ・各種申請に関する文書 | 3年 | |
| | | | | ・合同当直表に関する文書 | 1年 | |
| 19 | 環境防災に関する事 | 環境防災に関する文書 | 環境防災業務にかかる文書 | ・例規・通達 | 10年 | 廃棄 |
| | 項 | | | ・自治体防災訓練・計画・会議に関する文書 | 3年 | |
| | | | | ・環境防災業務にかかる文書 | 1年 | |
| 20 | 造修に関する事項 | 船艇の造修に関する文書 | 船艇の造修に関する文書 | ・例規・通達 | 10年 | 廃棄 |
| | | | | ・船艇の造修に関する文書 | 1年 | |
| 21 | 情報通信に関する事 | 情報通信に関する文書 | 情報通信に関する文書 | ・定例報告 | 5年 | 廃棄 |
| | 項 | | | ・例規・通達 | 10年 | |
| | | | | ・情報通信に関する文書 | 1年 | |
| 22 | 所掌事務に関する事 | 全業務共通 | ①別途、正本・原本が管理されている | | 1年未満 | 廃棄 |
| | 項共通 | | 業務文書の写し | | | |
| | | | ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 | | | |
| | | | 等 | | | |
| | | | ③出版物や公表物を編集した文書 | | | |
| | | | ④海上保安庁の所掌事務に関する事実 | | | |
| | | | 関係の問合せへの対応 | | | |
| | | | ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観 | | | |
| | | | 点から利用に適さなくなった文書 | | | |
| 1 | | | ⑥意思決定の途中段階で作成したもの | | | |
| 1 | | | で、当該意思決定に与える影響がない | | | |
| 1 | | | ものとして、長期間の保存を要しない | | | |
| | | | と判断される文書 | | | |
| 1 | | | | | | |
| | | | | | | |